

開催日：令和 7 年 6 月 12 日

会議名：令和 7 年第 3 回定例会（第 2 日 6 月 12 日）

○西本ちかこ それでは、お許しをいただきましたので、発言通告に基づきまして質問をさせていただきます。

今議会では常任委員会が開催されないことから、2問とも少し細かな内容の質問となりますが、よろしく願いいたします。

1 点目、おにクル大ホールについてです。

おにクル大ホールのゴウダホールが昨年 4 月、本格オープンし、1 年がたちました。ゴウダホールの演目がない日でも、1 階のイベント開催など、文化・子育て複合施設として連日にぎわっており、おにクル全体として、相乗効果が現れていると感じています。

そこで、1 年の経過を経て、ゴウダホールの利用について、利用状況、利用料金について、改めてお聞きしたいと思います。

稼働率について、お聞かせください。

利用料金について、市内、市外、営利、非営利目的の内訳についての詳細とその利用金額について、お聞かせください。

○中井市民文化部長 おにクルゴウダホールの稼働率について、一般貸出しを開始した令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月までの利用率は 71.6%となっております。

市内、市外などの料金設定につきましては、市内在住の個人、市内に所在する団体、法人における利用料金を基本として、市外在住、所在の場合においては、10割の加算が生じます。また、営利を目的とした法人等が入場料等を徴収するときや、非営利の団体であっても、2,000円以上の入場料等を徴収する場合には、一定の営利利用があるものとして捉え、10割の加算が発生いたします。なお、市外かつ営利利用の場合は、その両方が加算されることとなります。具体的な金額として、ゴウダホールの休日全日利用の場合をお示しいたしますと、市内利用で18万9,000円、市外または営利用で37万8,000円、市外かつ営利利用の場合は56万7,000円となります。

○西本ちかこ 利用率は、令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月までの 1 年たたない間での利用率が 71.6%ということで、担当課はもちろん、運営をされているおにクルオフィスにも感謝を申し上げるところです。

ですが、利用日当日の朝から利用される場合など、前日準備が必要な際は、その前日の準備日にも利用料は発生し、利用率に含まれていることから、実際にイベント開催されている日数としては、体感として、もう少し少ないように感じています。

前日の準備日の予約について、当日と併せて予約が発生するケースはどのくらいでしょうか。

それについて、何かお声は上がっているでしょうか。

また、市内の対象者の考え方について、詳しくお聞かせください。

○中井市民文化部長 リハーサルや舞台セッティングなど、準備日としてホールを利用されるかどうかは、催しの内容や主催者の意向により様々ですが、ゴウダホールにおいては、半分程度の催しが準備等でも利用をされております。

なお、準備等においては、舞台の未利用や1階席のみ利用などの料金設定をご利用いただけるほか、予約後の打合せの中で詳細を確認しながら調整しておりますので、特段ご意見等は伺っておりません。

市内の対象者の考え方についてでございます。

市内に居住している個人、市内に所在地がある団体、法人が対象となります。なお、全国に事業所がある法人等においては、市内に事業所があり、当該事業所自身が利用する場合は、市内料金として取り扱いますが、内容によっては、申込みが市内事業者であっても市外料金として取り扱う場合がございます。

○西本ちかこ 前日の準備日については、半分程度の催しが利用されているということで、舞台のみ利用にさせていただくなど、調整をいただいているということです。

市内の対象者については、先ほどのご答弁と事前ヒアリングでは、全国に事業所がある法人等について、市内の事業所自身が利用する場合は市内料金として取り扱うが、市内で事業を行う企業が参加をする場合でも、全国大会等である場合は、市外の扱いとなるということでした。例えば茨木市内で事業を行う企業が営利目的でない全国大会や総会などで利用をする際に、市外扱いとなり、前日の準備、当日の利用料金、舞台技術者についても2倍の料金が発生いたします。

日頃、茨木市内で事業を営む企業に対しては、市内料金にさせていただくなど、利用料金の考え方、営利、非営利の利用料金の設定について、今後見直される予定はございますか。

○中井市民文化部長 使用料、手数料については、利用と負担の公平性の確保を図る

観点から、定期的な見直しに努めており、必要に応じて、営利や市外適用の運用面についても、施設間での調整、検討の上、ルールの一貫性や見直しを行ってまいります。

○西本ちかこ よろしく願いいたします。

利用料金については、これまで他市の事例なども参考に、審議会や特別委員会を経て決めてこられましたので、1年ですぐに見直していただくということは難しいかもしれません。今回、市内に貢献をいただいている企業の会社内の非営利目的の総会ですが、70万円程度の利用料金となることを知り、こちらは高槻市芸術文化劇場に比べると高額となることから質問をさせていただきました。

ゴウダホールは、私も大阪フィルハーモニーコンサートや伊東豊雄さんの「建築×音楽」や落語などにも行かせていただき、舞台のすばらしさはもちろん、音質、内装とも、とてもすばらしいホールですので、市の財産として大切にしていきたいと思えます。できるだけ市民の方はもちろん、市内で事業を営んでおられる方にとっても利用しやすい価格帯となり、リピーターが増え、新しくご利用いただける方にもみんなの自慢のホールとなるよう、ぜひご検討いただきたく要望し、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目、市民の方からご意見をいただき、質問させていただきます。

トレーニングルーム利用についてです。

トレーニングルームの目的について、お聞かせください。

また、利用するに当たり、その方法について、お聞かせください。

○中井市民文化部長 トレーニングルームは、市民の皆様の健康増進の意識の醸成を図るとともに、基礎体力の向上に資するため、設置しているものでございます。

利用方法についてでございます。

福井市民体育館、東市民体育館、南市民体育館につきましては、適切な利用に対する事前講習会を受講いただいた上、受講修了者を対象に、利用登録カードを発行しております。日々の利用につきましては、その利用登録カードの提示と使用許可に対する使用申請として、氏名、住所などを記入いただいた使用券を提出していただいております。

○西本ちかこ 各体育館の利用者登録者数と、過去3年の利用回数実績について、お聞かせください。

○中井市民文化部長 令和7年5月末現在の登録者数と、過去3年間の使用券における利用者数を申し上げます。

福井市民体育館、登録者数2,749人、利用者数、令和4年度6,965人、令和5年度9,517人、令和6年度1万1,300人。東市民体育館、登録者数1万221人、利用者数、令和4年度8,113人、令和5年度9,855人、令和6年度1万1,412人。南市民体育館、登録者数5,361人、利用者数、令和4年度8,065人、令和5年度9,729人、令和6年度1万505人となります。

○西本ちかこ 延べ人数ではありますが、利用者数は1万人以上という体育館、大変多い利用だと感じております。

2月、地域の文化展で南市民体育館のトレーニングルーム利用者である市民の方数人から、以前から、トレーニングルームの使用時に毎回、住所や名前を記入するが、事前に利用登録カードを発行いただいているので、それをもって利用できないかとの問合せをしているが、一向に変わらない。Pay Payの支払いについてはすぐにできるようになったのに、毎回、個人情報を入力しないといけないのでしょうかとのご意見でした。これまでどのように回答してこられましたでしょうか。

○中井市民文化部長 利用登録カードは、トレーニング機器の安全な使い方に関する講習を受講したことを証明するものであり、使用許可の申請となる使用券に代わるものではないことをご説明いたしております。

○西本ちかこ 市民の方は、何年も前から体育館受付で言っているが、条例にあるから変更できないとの説明のみだったとのことでした。条例の規定にある個人使用においては、市の財産を使用するに当たり、使用許可を受けようとする者は、使用券で申請が必要であることについては他の施設とも共通であり、理解をいたします。ですけれども、利用頻度が高いトレーニングルームにおいては方法がないのでしょうか。今年3月、前課長に、一歩歩み寄っていただき、名前のご記入いただき、ご住所は記入いただく、市内、市外の項目を設け、丸をいただいております。そして、利用登録カードのナンバーを使用券にメモし、トレーニング中に確認してはと問合せをいたしました。受付はシルバー人材センターにお願いしているため、そこまでの作業はできないとのことでしたが、簡素化については、できない旨のお答えはなく、持ち帰られました。その後、確認をさせていただきましたら、各体育館の館長会議にかけるので、

1年ばかりですとのお答えでした。その後、4月、館長会議がいつ行われるのか確認しましたら、館長会議にかける以前に、使用券の内容を変えることはできないとのご回答でした。また、住所の記載については、市内と市外により利用料金が違うため、記載をいただく必要があり、それをもって使用許可となるとのことでした。

では、市内、市外の登録者数と利用者数の内訳、ご記入いただいた使用券の利用に係る集計や保管についてはどのようになされているのか、お聞かせください。

○中井市民文化部長 令和7年5月末現在の累計の登録者数と過去3年分の利用者数を市内、市外別に申し上げます。

福井市民体育館、登録者数、市内2,687人、市外62人、利用者数、令和4年度、市内6,764人、市外201人、令和5年度、市内9,296人、市外221人、令和6年度、市内1万1,108人、市外192人。東市民体育館、登録者数、市内9,651人、市外570人、利用者数、令和4年度、市内7,888人、市外225人、令和5年度、市内9,676人、市外179人、令和6年度、市内1万1,073人、市外339人。南市民体育館、登録者数、市内5,059人、市外302人、利用者数、令和4年度、市内7,689人、市外376人、令和5年度、市内9,230人、市外499人、令和6年度、市内9,964人、市外541人となっております。

使用券につきましては、記載いただいた内容をデータ化し、紙媒体とともに5年間保管しております。なお、集計は必要なときに行うこととしております。

○西本ちかこ 詳細をお答えいただきまして、ありがとうございました。

ほとんどが市内の方の利用者ということが分かりました。

豊中市や摂津市、高槻市の近隣市では、全ての体育館が指定管理によって運営をされており、会員証を発行された方には、利用時に住所や氏名などの個人情報の記入を求めているとのことでした。

東市民体育館ではどのように受付をされているのか、お聞かせください。

○中井市民文化部長 使用に関する手続として、1回の使用ごとに氏名や住所などを記入する使用券を提出する手続と、年払い、もしくは月払いで会費を支払った上で、指定管理者の会員となり使用する手続がございます。また、会員となった場合は、会員証が発行され、使用の受付時に会員証の提示により使用できるものとなっております。

○西本ちかこ 東市民体育館では、運営は指定管理によって行われており、ヒアリングでは、月に1, 000円の月会費を支払われた方は10回の利用の際、使用券の記入は不要とのことで、使用券の記入に際し、こういったお声はないですかと確認したところ、確かにありますとのお答えでした。市民の方にとっては、指定管理者の運営か直営かは分かりません。

では、年間延べ1万人と多くの利用がされているトレーニングルームで、講習受付時に、講習申込書として氏名、住所、電話番号、性別、生年月日と年齢、登録日、市外在住の方でも茨木市内勤務、在学の場合は、その名称と住所をご記入いただき、利用登録カードを作成されており、こちらは会員証とも取れるカードのように思いますが、指定管理者が運営するような会員カードの発行をいただくことはできないのでしょうか。

この使用券の記載事項について、どこまで求めるもので、規則の改正、記載内容の簡素化をすることはできないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○中井市民文化部長 トレーニング室を含む施設の利用につきましては、使用許可であることを条例に定めており、申請時の使用券により求める記入事項は、名前、住所、年齢であり、その様式は規則に定めております。

また、利用申請ごとに記入内容の住所地や年齢により変動する使用料金を本人確認などにより適正に判断する上で必要なものであるため、現時点では会員カードの発行やその内容を簡素化する規則改正を行うことは考えておりません。

○西本ちかこ 法務コンプライアンス課にも事前ヒアリングで確認をさせていただきましたが、担当課が求める記載内容について、法務コンプライアンス課が決定するものではなく、同一の回答であるとのことでした。年間延べ1万回の利用があるトレーニングルームについて、市民は1回100円、市外の方でも1回150円と、リーズナブルな利用料での運営には感謝をいたしますが、事前講習申込書には個人情報を入力されており、利用時に必要な使用券についても、狭いスペースに多くの記入が必要です。ペーパーレスの観点からも、バーコードやQRコードで利用ができるような仕組みを要望させていただきます。また、使用券の簡素化についても要望させていただきます。

多くの市民の方からのお問合せやご要望には実現できないことが多くあります。迅速丁寧に、できない理由についても説明いただくことで、ご納得いただけることも多

くあると思います。窓口がシルバー人材さんであっても、丁寧な対応の周知をいただくよう、要望させていただきまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。